

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
弁当調製施設募集要項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会)において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。ただし、弁当調整施設のあつせんを希望する会場地委員会に限る。)が調達する昼食弁当の調製施設について、次のとおり募集します。

1 業務内容

以下の日程で行われる開・閉会式等(国スポおよび障スポの開・閉会式(総合リハーサルを含む。)ならびに競技会(会期前競技および障スポリハーサル大会ならびに公式練習を含む。)を言う。以下同じ。)において県委員会および会場地委員会が調達する昼食弁当について、調製、搬入および容器回収を行うものとします。

(1)国スポ

会期前競技:令和7年9月6日(土)~9月15日(月)、9月21日(日)~9月25日(木)
総合リハーサル:令和7年9月21日(日)
総合開会式:令和7年9月28日(日)
総合閉会式:令和7年10月8日(水)
競技会:令和7年9月28日(日)~10月8日(水)

(2)障スポ

リハーサル大会:令和7年5月24日(土)~5月25日(日)
総合リハーサル:令和7年10月18日(土)
公式練習:令和7年10月24日(金)
開会式:令和7年10月25日(土)
閉会式:令和7年10月27日(月)
競技会:令和7年10月25日(土)~10月27日(月)

2 応募資格

次のいずれにも該当しないこと。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に規定する者
- (2)国税・県税・市町村税について滞納がある者
- (3)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中の者
- (4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (5)滋賀県財務規則第 195 条の2 各号に該当する者

3 選定基準

(1)立地条件

滋賀県内に所在し、食品衛生法に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であるこ

と。なお、弁当調製施設の所在地は各会場までおおむね2時間以内であること。

(2)衛生管理体制

- ア 国スポ開催前の3年間(令和4年9月6日以降)に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- イ 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組んでいること。
- ウ 検食は料理済みの食品を食品ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。同一内容の食品を1回300食以上または1日750食以上調理する場合は、前記の規定による保存のほかに、当該食品の原材料ごとに50g以上ずつ清潔な容器に入れ、-20℃以下で2週間以上保管すること。
- エ 調理従事者(食品に直接接触する作業に従事する者)は、おおむね弁当提供開始日1か月前の間に検便を受け、食品により媒介される可能性のある病原体(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等)の感染の有無を確認すること。なお、検便項目については、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌については必須とし、必要に応じてノロウイルスの検便検査を行うこと。
- オ 死亡後遺障害補償額が、1事故1億円以上の食品賠償保険等に加入していること、もしくは国スポ・障スポ開催期間中参加できること。
- カ 「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領」(別添)により実施する食品衛生対策に対応できること。

(3)弁当調製能力

- ア 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- イ 申出のあった提供可能数、調製施設の規模、従業員数に見合ったものであること。

(4)対応能力

- ア 県委員会または会場地委員会が定める弁当料金による調製が可能であること。
- イ 県委員会または会場地委員会が指定する容器、包装紙等を使用できること。
- ウ 県委員会または会場地委員会が定める食材および献立内容で調製できること。
- エ 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - (ア) 弁当の名称
 - (イ) 原材料名(アレルギー、遺伝子組み換え、原料米の産地等の表示を含む。)
 - (ウ) 食品添加物
 - (エ) 消費期限(時刻まで表示)
 - (オ) 保存方法
 - (カ) 製造所所在地・製造者名
 - (キ) その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - (ク) 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - (ケ) 持ち帰りを禁止する表示
 - (コ) その他県委員会または会場地委員会が指定する表示
- オ 弁当の付属品として、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭きおよび持ち運び用の袋を提供できること。
- カ 弁当の内容について、お品書き等の添付が可能であること。
- キ 通気性が良く、かつ搬送が容易で清潔な段ボール箱等に梱包して弁当を搬入できる

こと。

- ク 県委員会または会場地委員会が指定する時刻・場所に適切な温度管理(10℃以下)ができる冷蔵車等を利用して、衛生的な運搬ができること。また、配布終了まで会場内に待機し、同様に適切な温度管理(10℃以下)、衛生管理を行えること。
- ケ 開・閉会式、競技会等の運営に合わせた受注、搬入、回収ができること。
- コ 荒天等により、開・閉会式、競技会等が変更または開催中止となった場合に、弁当の調製および納入について、県委員会または会場地委員会の指示に基づく対応ができること。

4 応募方法等

(1)応募票等の提出

次の書類をわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ公式ホームページからダウンロードの上、郵送または持参により提出してください。

- ア (様式1-1)応募票
- イ (様式1-2)弁当調製施設一覧 ※必要に応じて添付
- ウ (様式2)誓約書
- エ (様式3-1・3-2)弁当調製施設調査票

(2)応募期間

令和6年(2024年)6月10日(月)~7月31日(水)

持参の場合の受付は平日の8時30分から17時15分まで(12~13時を除く。)

郵送の場合は締切日必着。

(3)その他

応募を希望される場合は、下記の「5 事前説明会」に参加をお願いします。

5 事前説明会

募集に係る事前説明会を実施しますので、別紙を参照の上、お申し込みください。

6 選定方法等

- (1)選定基準に基づき、提出された応募票等を審査し、弁当調製施設を選定します。
- (2)選定の結果は、令和6年(2024年)8月下旬を目途に、通知(郵送)します。

7 選定の取消し事由

次のいずれかに該当する場合、選定を取り消すことがあります。

- (1)食品衛生法関係法令に基づく施設の改善命令および指導に従わないとき。
- (2)食品衛生法関係法令に基づく施設の許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての営業の停止処分を受けたとき。
- (3)弁当の調製を第三者に委託したとき。
- (4)その他、県委員会または会場地委員会が当該施設を不相当と認めるとき。

8 その他注意事項

- (1)提出された書類はお返しできません。また、県委員会および会場地委員会の弁当調達関係業務を行う上で必要な場合(食品衛生指導に資するため、管轄保健所等に必要な情報を提供することを含む)に限り使用いたします。その他、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供または開示はいたしません。
- (2)応募にかかる郵送費等は、応募者の負担とします。
- (3)応募者に対し、説明や資料等の提出を求める場合は、別途通知します。
- (4)この応募票の提出をもって弁当調製施設として決定するものではありません。
- (5)弁当調製施設として選定された場合であっても、発注を確約するものではありませんのでご注意ください。
- (6)選定した弁当調製施設については、国スポ・障スポの開催前に管轄保健所による監視指導を実施することとしています。「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 食品衛生対策実施要領」(別添)を確認の上、必要な食品衛生対策を講じられますようお願いいたします。
- (7)荒天その他事由(災害、感染症等)により、開・閉会式等が中止、縮小されるなどの状況が生じた場合、弁当の発注数等が大きく変動する可能性があります。
- (8)弁当の発注数量が当初の想定と異なる場合であっても、県委員会および会場地委員会は責任を負いません。

9 応募票の提出先

〒520-0807

大津市松本一丁目2番1号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

(わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会局内)

施設調整室 宿泊・衛生係

担当:山川、三橋

TEL:077-528-3286 FAX:077-528-4836

E-mail:kokusyo-chosei@pref.shiga.lg.jp